

過誤処理について

1 概要

前月以前に支払いが確定した請求情報に誤りがあり、実績を取下げの場合に過誤処理をします。必要に応じ、過誤をした請求情報を正しく修正して再度請求(再請求)を行います。再請求の提出時期によって通常過誤と同月過誤に分かれます。

2 通常過誤と同月過誤の違いと過誤処理の流れ（5月に過誤処理を行う場合）

通常過誤処理

過誤処理月の翌月以降に当該過誤処理に係る再請求を行います。①のとおり過誤処理を行い、②のとおり翌月以降に当該過誤処理分の再請求を行います。

	4月	5月	6月	7月
①	サービス提供	請求 過誤調整(-)	入金	
				請求額を過誤調整額が上回るとマイナスになります
②		サービス提供	請求 再請求(+)	入金

同月過誤処理

過誤処理月と同一月に当該過誤処理に係る再請求を行います。過誤処理と同一月に再請求を行うことで、事業所への支払額は過誤処理によるマイナス額と再請求によるプラス額との差額調整が可能となります。そのため、事業所への支払額についてマイナスの影響を少なくすることができます。

4月	5月	6月	7月
サービス提供	請求	入金	
	※同月過誤処理		
	過誤調整(-) 再請求(+)		
	サービス提供	請求	入金

3 過誤処理の手順

(1) 市町村等への連絡等

ア 過誤処理を行う旨を市町村等障害福祉担当課へ連絡します。

正確に処理されるよう市町村等との連絡を十分に行い、必ず市町村等の同意を得てください。

イ 対象となる過去の請求を全て確認し、過誤申立書等（市町村等によって様式が異なります）を提出してください。

提出時期については、市町村等障害福祉担当課に確認してください。（原則、同月過誤処理を行う前月末。）

(2) 請求明細書等の再請求

必要に応じ、請求明細書、サービス提供実績記録票を作成し、再請求を行ってください。（過誤処理分の再請求であることを十分に確認してください。）

4 実施上の注意点

(1) 再請求は、通常請求と同様にインターネット請求で行ってください。

(2) 実地指導、指導監査及び事業所等での自主点検による返還金の精算等により、一度に多数の過誤申立を行った場合、過誤処理による取り下げ額（既に事業所等に支払った障害介護給付費等の返還額）が当月の支払額を上回り支払決定額がマイナスとなるケースが発生することも考えられます。

このようなケースを避けるため、マイナスの影響を少なくする同月過誤処理を選択してください。

(3) 県外市町村等分については直接県外市町村等に連絡・相談してください。